

ケアニーズが高い子供に対する専門的なケアの充実について(児童養護施設)

専門的機能強化型児童養護施設

目的

治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備し問題を有する児童の自立を促進する「専門機能強化型児童養護施設」の設置(位置づけ)を行い、問題を抱えた児童の入所の増加に対応するとともに、児童の自立促進を図る。

事業内容

○基本分

●非常勤精神科医師の配置

小児精神科、児童精神科、心療内科、小児科、精神科等の医師で子供の心のケア等について施設職員を指導できる者を配置 36,000円(日額)×週1回×52週 = 1,887,600円

●治療指導担当職員の配置

臨床心理士、行動療法士、作業療法士、言語療法士等を配置
16,700円(日額)×週5日×52週 = 4,342,000円

●施設運営向上事業の実施

外部の機関や専門家等を活用した施設運営の向上・適正化の取組みを実施
(年額)290,400円

○加算分

●治療指導担当職員の増配置

定員規模や処遇困難児の数など条件を満たした場合には、基本分に加え1名分を増配置

●個別ケア職員の配置

ユニット形態で運営を行っている施設に対して個別ケア職員を配置し、子供との愛着関係を構築 (年額)6,574,654円 ※8名以上15名以下のユニットは1/2

実績

●事業実績(平成30年度)

基本分	非常勤精神科医師	44施設
	治療指導担当職員	44施設
	施設運営向上事業	44施設
加算分	治療指導担当職員(増配置)	10施設
	個別ケア実施施設数	
	個別ケア職員(8名以下)	15施設
	個別ケア職員(9名から15名)	8施設

・治療指導担当職員は、複数配置が可能
・個別ケア職員は、国の小規模グループケア以外のユニットケアを実施している施設に配置(1ユニットに1人分の加算であるが、9~15人のユニットについては0.5人分の加算、

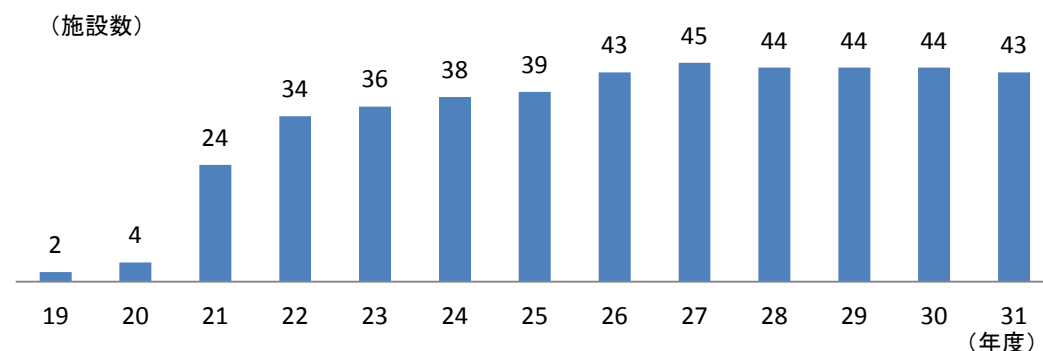
●児童の状況

平成30年度第3四半期(H30.12時点)状況報告より

現員数 1,958名	対象児童数		割合 (実人数/現員数)
	延べ人数	実人数	
反社会的行為	623	426	21.8%
非社会的行為	996	794	40.8%
精神的・発達的な問題	740	591	30.2%
情緒的な問題	1,079	841	43.0%
健康上の問題	1,118	831	42.4%
該当実人員		1,469	75.0%
職員が服薬管理を行っている児童		609	31.1%
家族対応に苦慮している児童		723	36.9%

現状

指定施設の推移



○専門機能強化型児童養護施設制度は、平成19年度からモデル事業として開始され、平成21年度に本格実施

○平成31年度は、民間児童養護施設全54施設(都外一部委託除く。)の内、43施設が専門機能強化型児童養護施設。27年度までは実施施設数は増加しているが、27年度以降は伸び悩み。

○専門機能強化型児童養護施設未実施の施設が11施設あり。未実施理由は、

- ①地域的な理由で医師の確保が困難なため実施できない。
- ②治療指導担当職員の人材が確保できない。

○状態が困難な児童や複数の問題を抱える児童、服薬管理を行う児童、家族対応に苦慮する児童の数や割合が増えている。